

兵庫県特定不妊治療費助成事業における所得計算について

1. 前年(1月から5月までに申請する場合は前々年)の所得をもとに計算してください。
2. ご夫婦それぞれについて計算してください。
3. ご夫婦の所得を合算した額(水色のセル)が730万円未満であれば所得制限内です。
(兵庫県独自の追加助成(上限5万円)分については、400万円未満であれば所得制限内です。)

A (B-C)		B		C	
	夫	妻		夫	妻
0円			B: 以下の金額の合計		
			総所得金額		
			退職所得金額		
			山林所得金額		
			土地等に係る事業所得等の金額		
			長期及び短期譲渡所得の金額※		
			商品先物取引にかかる雑所得等の金額		
				社会保険料等の控除 8万 ※全員一律	80,000円 80,000円
				雑損控除 実額	
				医療費控除 実額	
				小規模企業共済等掛金控除 実額	
				障害者控除 (特別障害者控除) ※一人につき 27万 (40万)	
				寡婦(夫)控除 (寡婦特例控除) 27万 (35万)	
				勤労学生控除 27万	

※ マイナスとなる場合は0円となります。